令和元年(し)第807号 控訴取下げの効力に関する決定に対する特別抗告事件

令和2年2月25日 第三小法廷決定

主文

本件抗告を棄却する。

理由

記録によれば、被告人は、殺人被告事件について、平成30年12月19日大阪 地方裁判所で死刑の判決を受けたこと、同日第1審弁護人が、同月31日被告人 が、それぞれ控訴を申し立て、次いで令和元年5月18日被告人が控訴を取り下げ たが、その後、控訴審弁護人が、控訴取下げは無効であり審理を継続されたい旨の 書面を提出したこと、大阪高等裁判所は、事実の取調べをした上で、同年12月1 7日、控訴取下げを無効と認め控訴審の訴訟手続を再開・続行する旨の決定をした ことが認められる。

高等裁判所が、上記のような控訴取下げを無効と認め控訴審の訴訟手続を再開・ 続行する旨の決定をした場合には、同決定に対しては、その決定の性質に照らし て、これに不服のある者は、3日以内にその高等裁判所に異議の申立てをすること ができるものと解するのが相当である(刑訴法428条2項、3項、422条参 照)。

したがって、原決定は、刑訴法433条1項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」に当たらないから、本件抗告は不適法である。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 宮崎裕子 裁判官 戸倉三郎 裁判官 宇賀克也 裁判官 林 道晴)